

札介保（指）第 19476 号  
令和 2 年（2020 年）3 月 5 日

各（介護予防）認知症対応型共同生活介護 管理者様  
各（介護予防）小規模多機能型居宅介護 管理者様  
各（介護予防）看護小規模多機能型居宅介護 管理者様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部  
介護保険課事業指導担当課長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る運営推進会議の 取扱いについて

日頃より札幌市の保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染症対策を実施いただくようお願いしているところです。こうした状況を受け、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議の取扱いについて、感染症拡大の恐れが減少するまで当面の間、本市としての取扱い方針を下記のとおり定めますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 運営推進会議の取扱いについて

感染のまん延を防止する観点から、以下の取扱いを認めます。

- ① 書面会議（事業所の職員等、必要最小限の構成員で会議を行い、不参加の構成員に対しては、資料の送付により運営状況の報告を行い、書面若しくは電話等により評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受けること。）
- ② 延期
- ③ 中止

なお、延期等の結果、未開催期間が長期間に及ぶ場合等は、書面会議の開催を検討してください。

（裏面に続く）

## 2 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護に係る外部評価の取扱いについて

北海道からの通知を受け、外部評価の実施回数を2年に1回とする措置の適用を受けようとする事業所については下記の取扱いとします。

(1) 過去1年間に5回以上運営推進会議を開催していれば、当該措置を受けるうえでの運営推進会議の開催回数(過去1年間に6回以上開催)の要件を満たすものとしします。

(2) 書面会議を開催した場合は、年6回のカウントに含めるものとしします。

(3) 書面会議を行い、地域包括支援センター職員から評価を受けるとともに必要な要望及び助言を書面等で受けた場合は、地域包括支援センター職員が出席したものとみなします(本取扱いについては、北海道に確認済み)。

※外部評価の実施回数を2年に1回とする措置を受ける場合は、地域包括支援センター職員が、過去1年に開催した運営推進会議に3回以上出席していることも要件の1つとなっています。したがって、過去1年間に開催した運営推進会議において地域包括支援センター職員の出席が2回の場合、今後少なくとも(3)による書面会議の開催が必要となります。

(4) 当該措置を受けるにあたり、今年度実施予定の外部評価を来年度に実施した場合には、令和元年度に実施したものとみなし、要件に該当しているものとして取り扱います。この場合に限り、「地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る同意書の交付について(依頼)」の当課への提出を3月27日以降も可能とする取扱いとします。提出期限につきましては、北海道からの通知が出次第、別途お知らせいたします。

※なお、上記(4)の取扱いを希望する場合につきましては、当課に事前にご連絡ください。

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係  
丹保・西田

Tel 211-2972 Fax 218-5117